

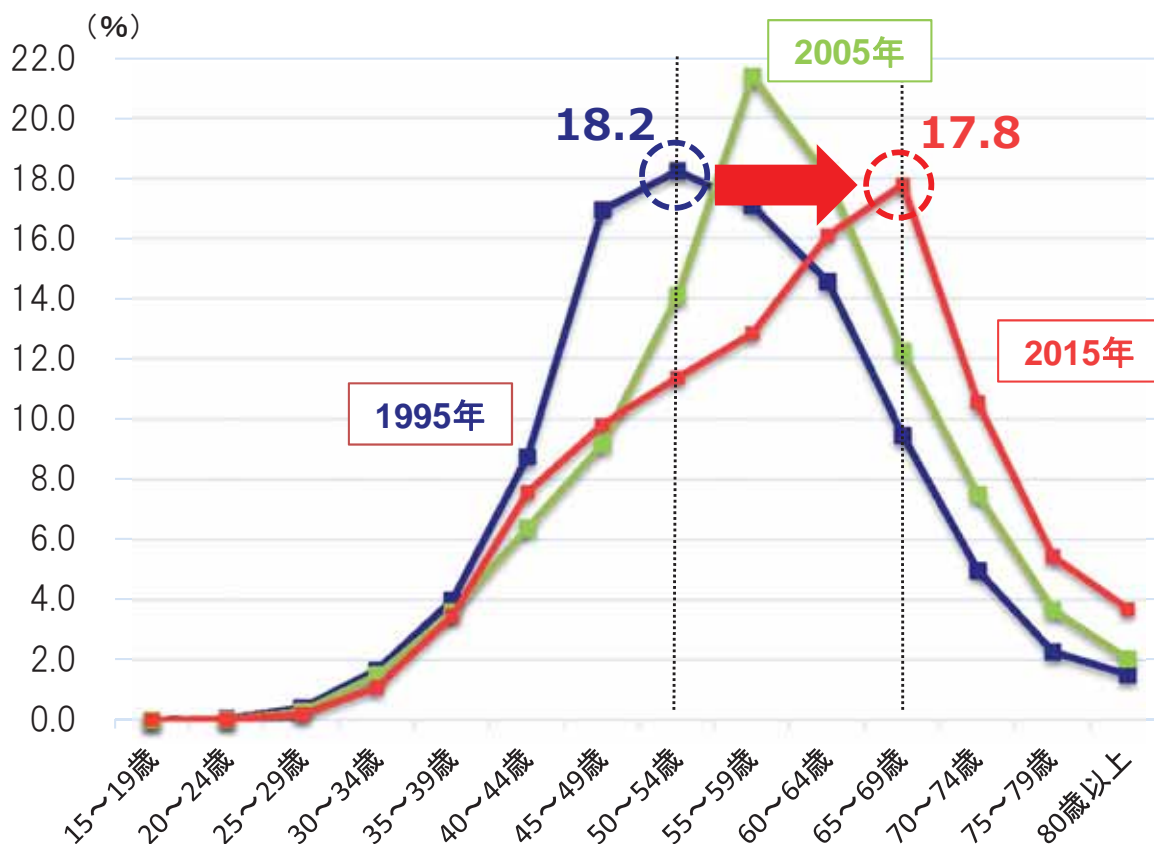
建設業における事業承継について

平成30年12月14日

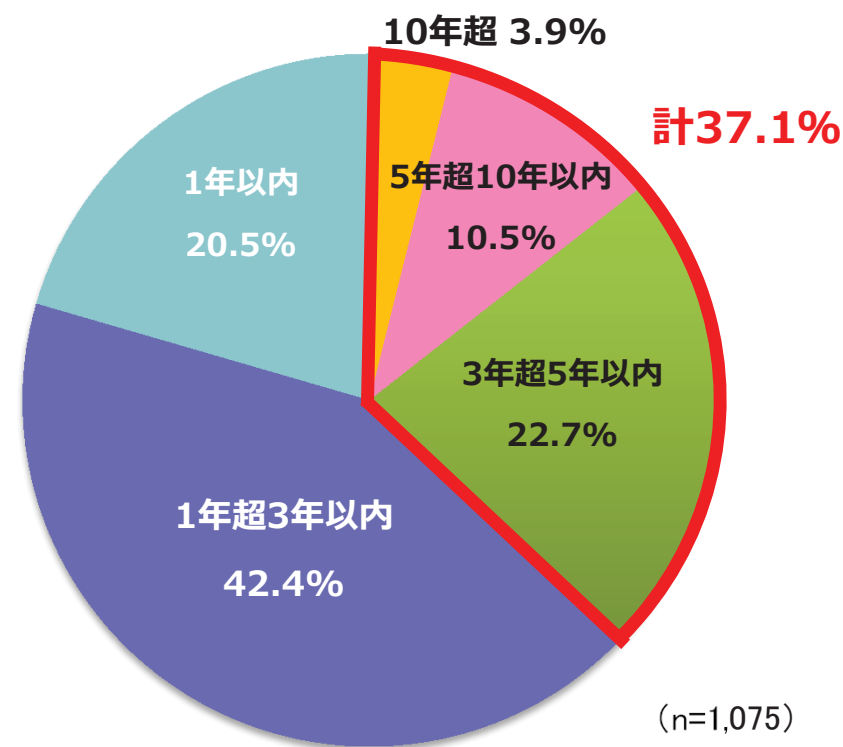
国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

- 中小企業の経営者の年齢については、過去20年間で大幅に高齢化が進行（経営者の年齢層のピークは、1995年：50-54歳層から2015年：65-69歳層まで上昇）。
- また、事業承継については、後継者の選定を始めてから了承を得るまでに3年以上の期間を要した企業が約4割を占める。

<年代別にみた中小企業の経営者年齢の分布>

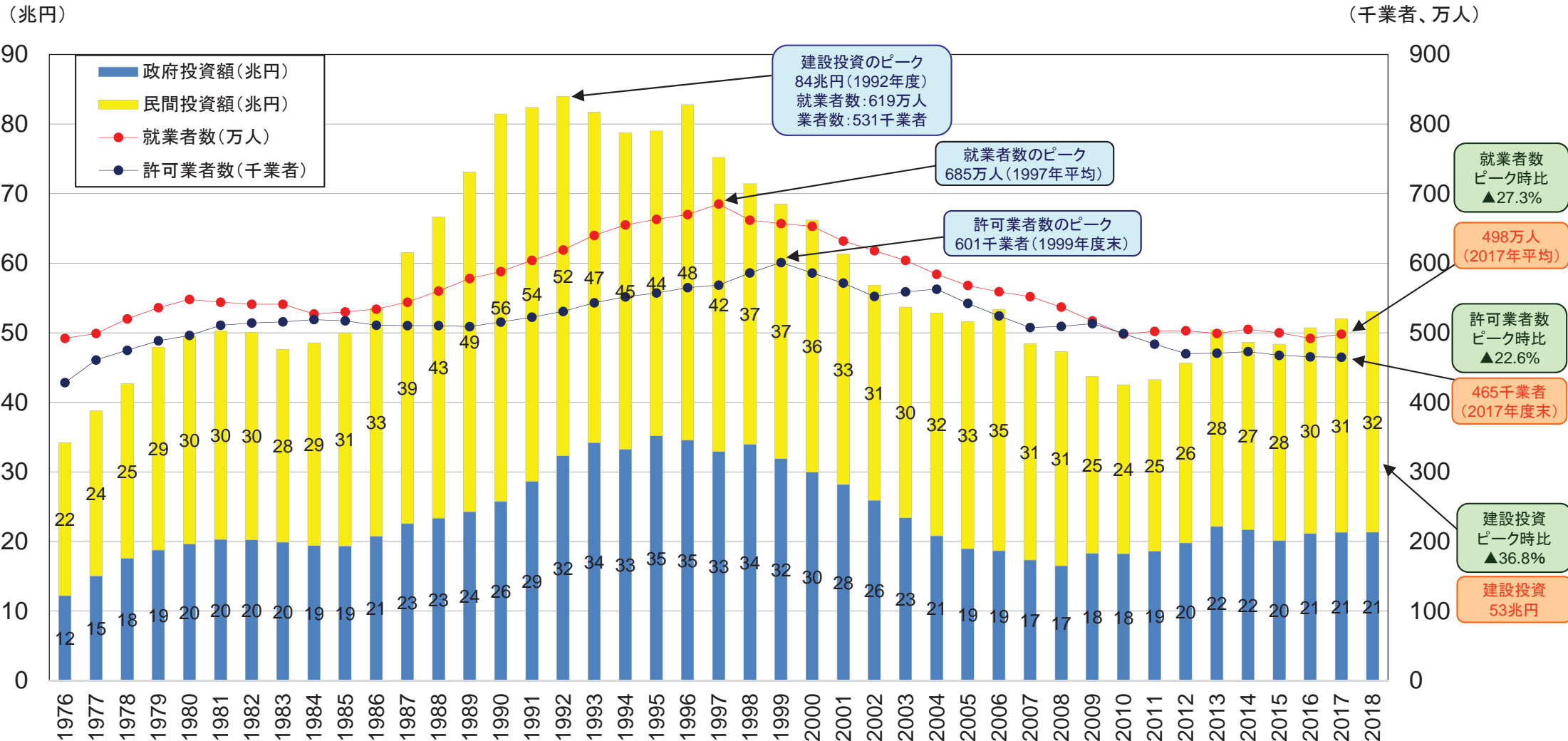


<事業承継を完了するまでに要する期間>



建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約43兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2018年度は約53兆円となる見通し（ピーク時から約37%減）。
- 建設業者数（2017年度末）は約46万業者で、ピーク時（1999年度末）から約23%減。
- 建設業就業者数（2017年平均）は498万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。



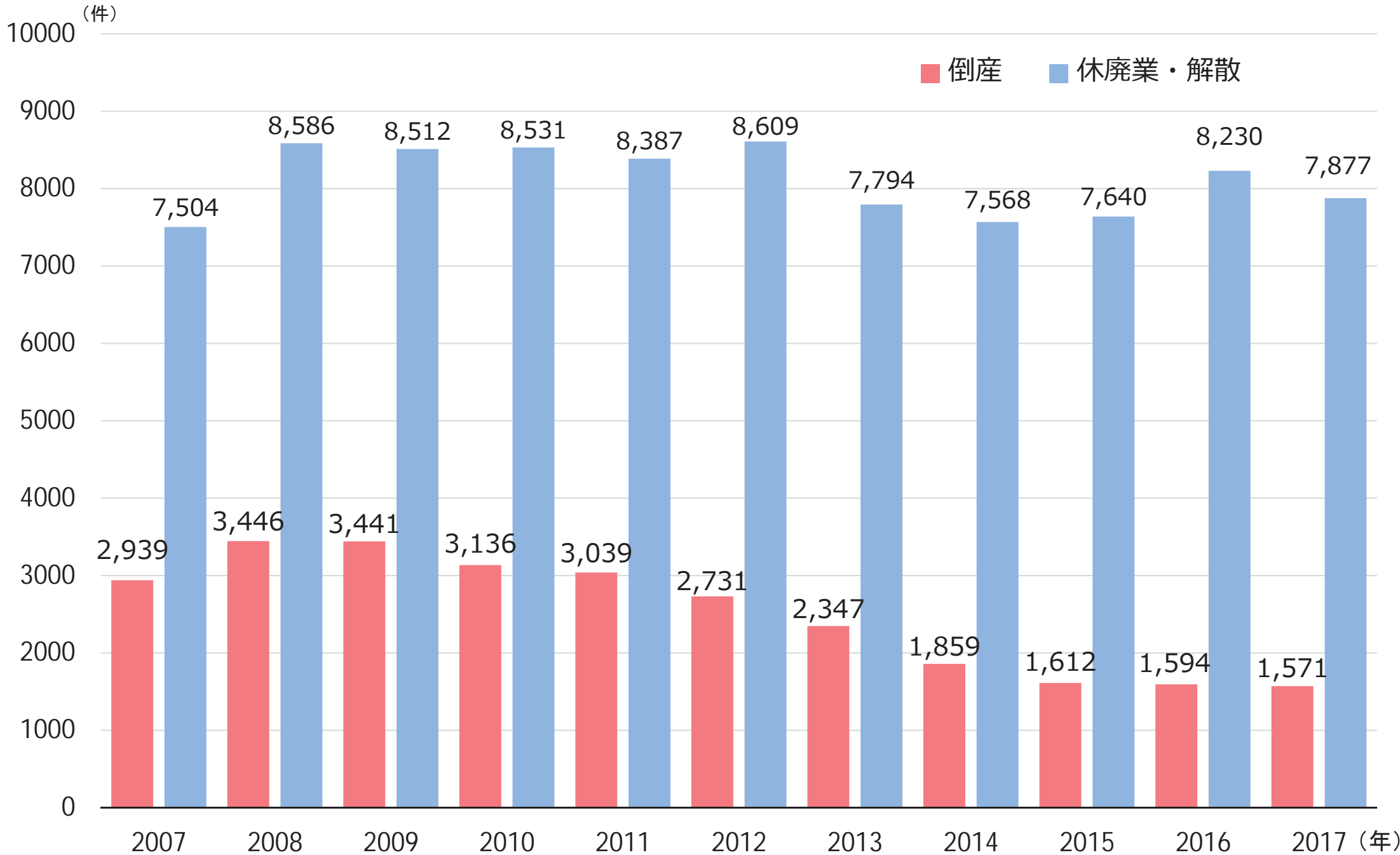
出典: 国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については2015年度まで実績、2016年度・2017年度は見込み、2018年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

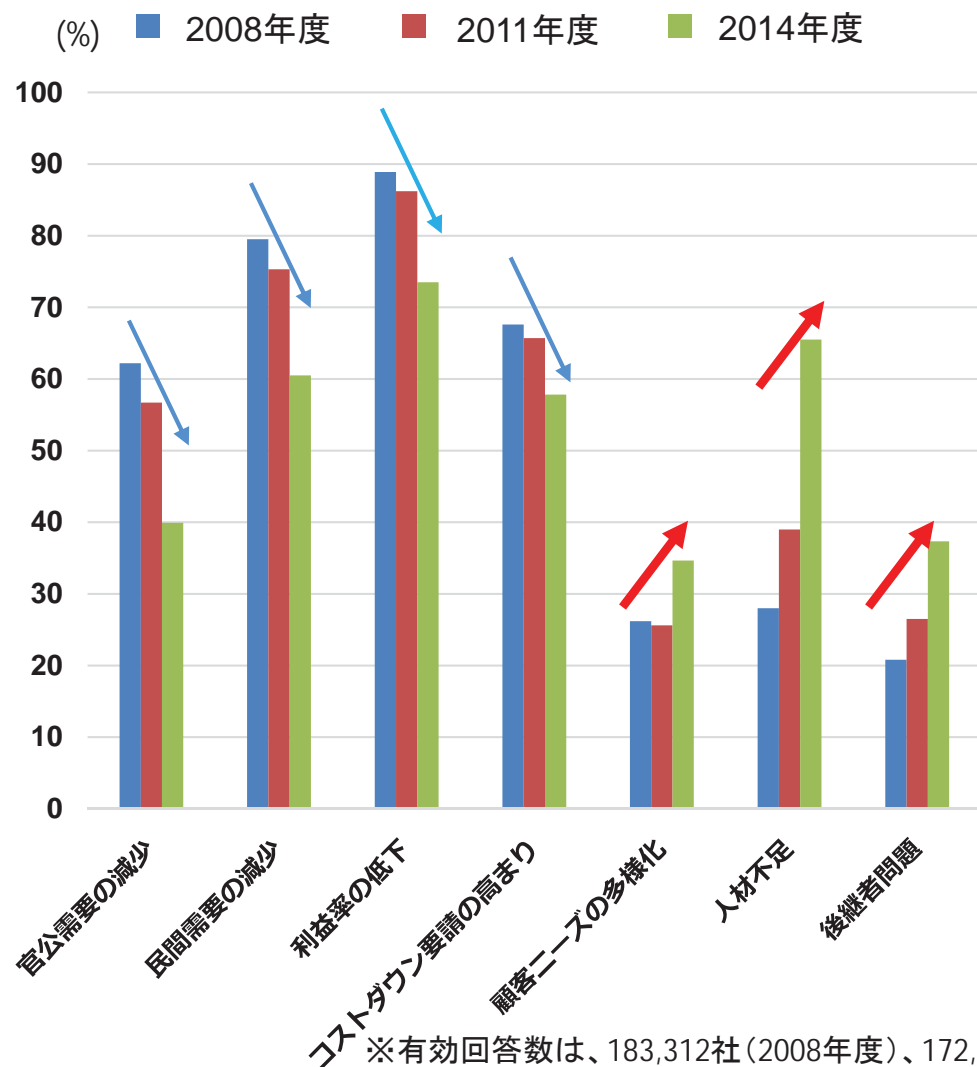
建設企業の倒産、休廃業・解散の動向



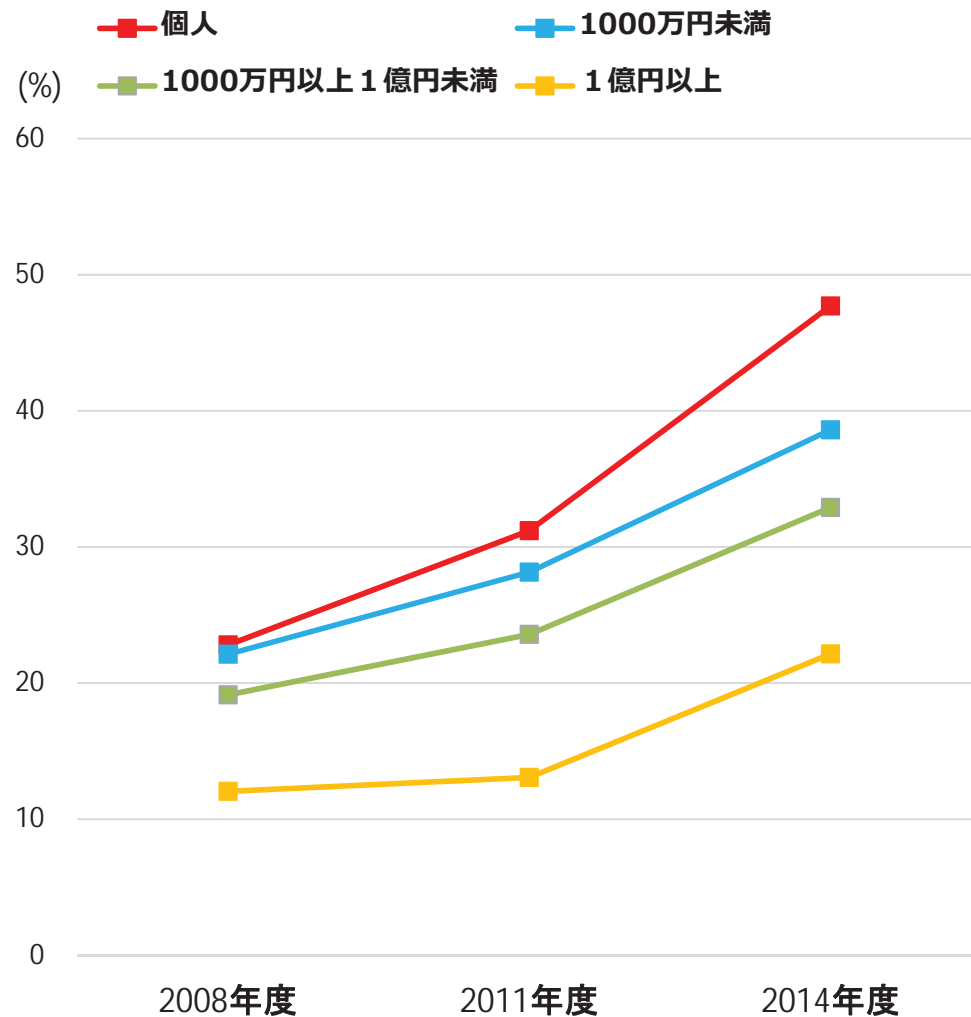
○ 工事量、利益率等は一定の改善傾向が見られる一方、人手や後継者問題を課題と認識する割合が高まっている。

○ 小規模な建設企業ほど、後継者問題を課題と認識している割合が高い。

建設業の経営上の課題



後継者問題を課題とする建設企業の推移



建設業許可制度の事業承継に係る現行制度の考え方

- 現行制度上、建設業者が事業譲渡等を行った場合は、新しく建設業許可の取得が必要。
- 許可申請は事業譲渡等の手続後となるが、許可行政庁との事前打合せにより、事業の空白がなるべく生じないようにしている(※)。

<現行の許可制度の要件>

(1) 経営の安定性	
経営能力 (経営業務管理責任者)	
財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)	
(2) 技術力	
業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)	
(3) 適格性	
誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)	



これらの要件について確認を行うことで、建設工事の適正な施工を確保

<事業承継を行った場合>

- 法人の場合
 - ・法人代表者の交代等、法人内部の体制変更により事業承継が行われる場合には新規許可取得は不要であり、所定の届出で足りる。
 - ・一方で、企業の譲渡や合併等、法人格が変更となる事業承継の場合は、新規の許可取得が必要となる。
- 個人事業主の場合
 - ・個人事業主の事業承継においては、そもそもの人格が変更となるとともに営業所専任技術者等について変更となるケースが太宗であり、許可要件を再度確認する必要がある。

(※)「許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うよう、建設業者(許可申請をすることとなる者を含む)を指導すること。」(平成20年3月10日国総建第311号「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」)

中建審・社整審基本問題小委員会について(平成30年審議)

- 平成28年10月より、建設産業が10年後においても「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うことを目的として、「建設産業政策会議」が開催され、平成29年7月に同会議において「建設産業政策2017+10」が提言された。
- これを受け、提言された施策のうち、許可制度の見直しなど制度的な対応が必要な事項の具体化を行う場として、基本問題小委員会を再開。

【委員】

秋山 哲一(東洋大学理工学部教授)
 井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
 岩田 圭剛(一般社団法人全国建設業協会副会長)
 大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部教授)【委員長】
 小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)
 蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
 桑野 玲子(東京大学生産技術研究所教授)
 才賀 清二郎(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
 三枝 長生(一般社団法人日本鉄道施設協会理事企画部長)
 高木 敦(モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社調査統括本部副本部長)
 高野 伸栄(北海道大学公共政策大学院長)
 田口 正俊(全国建設労働組合総連合書記次長)
 富岡 義博(電気事業連合会理事)
 仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
 丹羽 秀夫(公認会計士・税理士)
 花井 徹夫(東京都建設局企画担当部長)
 平野 啓司(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)
 藤田 香織(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授)
 古阪 秀三(立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授)

(平成30年4月現在)

【スケジュール】

2月13日 第1回会議

・基本問題小委員会における検討課題(案)について

3月19日 第2回会議

・建設業許可制度等について

4月16日 第3回会議

・建設工事におけるリスク分担等について

5月28日 第4回会議

・働き方改革等の推進に向けた受発注者双方の取組等について

6月18日 第5回会議

・中間とりまとめ案について

6月22日 中間とりまとめ



▲ 平成30年6月18日 第5回会議の様子

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成30年6月22日策定)(概要) ～「2017+10」の施策を実現し、担い手確保の取組を強化する～

- 「建設産業政策2017+10」において示された施策を具体化し、あわせて働き方改革の動きなど昨今の建設業をめぐる課題に的確に対応するために講ずべき措置について、計5回にわたり審議。
- 長時間労働の是正、処遇改善、生産性向上などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講じるべき施策をとりまとめ。

1. 長時間労働の是正

(1) 受発注者双方による適正な工期設定の推進

- ① 適正な工期設定に関する考え方(基準)の明確化
 - ・中央建設業審議会において「工期に関する基準」を作成し、実施を勧告
- ② 受注者による工期ダンピングの禁止
 - ・受注者が工程の細目を明らかにした「工期」の見積もり
- ③ 不当に短い工期による請負契約の禁止と違反した場合の注文者への勧告制度

(2) 施工時期等の平準化の推進

- ・施工時期等の平準化を公共工事の入札及び契約において公共発注者が取り組むべき事項として明確化
- ・平準化の取組が遅れている地方公共団体に対して、関係省庁と連携して、より実効性をもって取組を促すことができる制度の創設

2. 処遇改善

(1) 技能・経験にふさわしい処遇(給与)の実現

- ① 一定の工事において、注文者が請負人に対して一定の技能レベルを指定できる制度の創設
- ② 施工体制台帳に記載すべき事項に、作業員名簿(当該建設工事に従事する者の氏名)を追加
- ③ 建設工事を適正に実施するための知識及び技能等の向上

(2) 社会保険加入対策の一層の強化

- ① 社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない仕組みの構築
- ② 下請代金のうちの労務費相当分の現金払の徹底

3. 生産性向上

(1) 限られた人材の効率的な活用の促進

- ① 主任技術者配置要件合理化のための専門工事共同施工制度(仮称)の創設
- ② 元請建設企業の技術者配置要件の合理化

(2) 仕事の効率化や手戻りの防止

- ・受発注者双方が施工上のリスクに関する事前の情報共有を実施

(3) 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備

- ・プレキャストなどの工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みを構築

(4) 重層下請構造の改善に向けた環境整備

- ・専門工事共同施工制度(仮称)のほか、技能者の社員化、施工体制台帳や施工体系図による下請次数の見える化等、発生要因に応じた様々な施策を総合的に実施

4. 地域建設業の持続性確保

(1) 災害時やインフラ老朽化等に的確に対応できる入札制度の構築

- ・災害発生時における公共発注者の責務の明確化(随意契約等の適切な活用、復興係数等の導入、地域要件の適切な設定等)

(2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

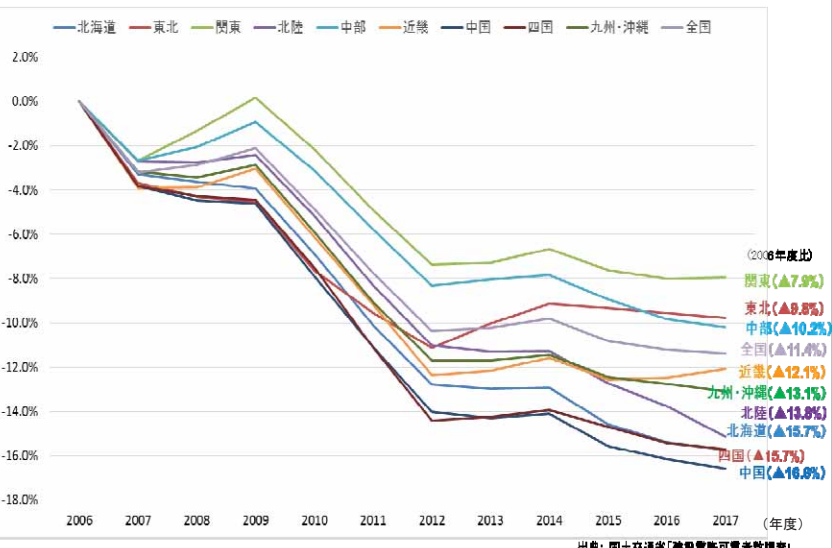
- ① 建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し
- ② 円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

4.地域建設業の持続性確保

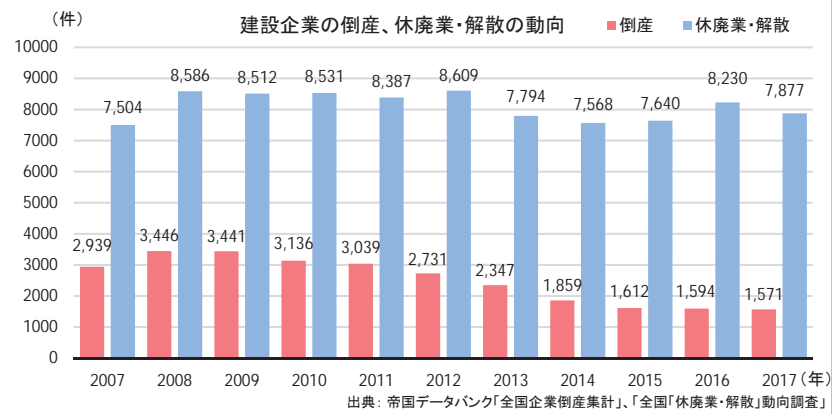
現状・課題

○ 許可業者数は2006年度比で全地域において減少傾向。都市部に比べて、地方部の方が減少率が大きい傾向がある。

地域別の許可業者数の減少率



○ 建設企業の休廃業・解散は年間8,000件前後。事業承継が円滑に実施される環境整備が必要。



対応の方向性

(2) 建設業許可制度の見直しによる建設業の持続性確保

① 建設業許可基準における経營業務管理責任者の配置要件の見直し
 経営層の高齢化が進む地域建設業の持続性の確保につなげるため、建設業の許可基準における経營業務管理責任者の要件について廃止も含め制度の見直しを検討

< 現行 >

経營業務の管理責任者として5年以上の経歴年数を有する取締役等の配置が必要

< 見直し後 >

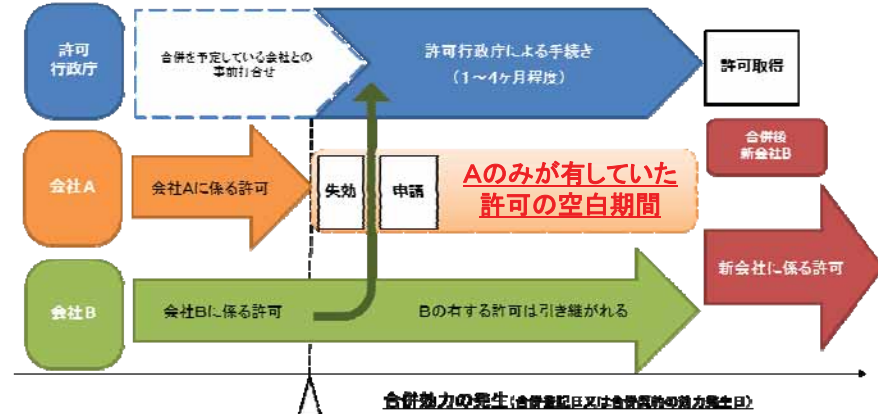
経営層の高齢化が進む中、若手の後継者に経營業務を引き継ぐことが可能に

(※) 当該要件を見直す場合でも、建設企業の経營業務に当たる者の資質等は、注文者をはじめとするステークホルダーの関心事であることから、建設企業の経營業務を行う者に関する情報を必要に応じて把握できるようにすることなどをあわせて検討。

② 円滑な事業承継のための建設業許可における事前審査手続の整備

- ・事業承継効力発生前等、申請までの間の事前確認手続を整備(通知により明確化)することにより、申請から許可取得までの期間を短縮する方策について検討
- ・あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討

現行の吸収合併時における、許可手続きの流れと有効な許可の期間



(※) あわせて、例えば、建設企業を対象とした事業承継に関する相談窓口の設置などを検討。

(参考)建設業の許可業種について

- 建設業の許可は下記の29の業種ごとに行われ、営業する業種ごとに取得する必要がある。
- 「土木一式工事」と「建築一式工事」は、発注者から直接建築工事一式または土木工事一式を請け負い、他の27業種は、主に下請として、建設工事のうちの一部を専門に請け負う。

建設工事の種類 (建設業法 別表第一の上欄)	建設工事の内容 (告示)
1 土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）
2 建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
3 大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
4 左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
5 とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事
6 石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
7 屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
8 電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
9 管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空調、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
10 タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
11 鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
12 鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
13 舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事
14 しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
15 板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
16 ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事
17 塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
18 防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事
19 内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
20 機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
21 熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
22 電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
23 造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事
24 さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
25 建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
26 水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
27 消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
28 清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
29 解体工事	工作物の解体を行う工事